

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 21 年度
条 例 名	公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例		
条 例 番 号	昭和 29 年神奈川県条例第 34 号	法 規 集	第 15 編第 1 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	警察本部総務部総務課		
条 例 の 概 要	警察法第 42 条において準用する地方公務員法第 31 条の規定に基づき、公安委員会の委員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	警察法第 42 条第 1 項の規定において準用する地方公務員法第 31 条の規定に基づき、公安委員会の委員（以下「公安委員」という。）の服務の宣誓について定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	公安委員会は、警察の民主的運営と政治的中立性を確保することを目的として制度化されたものであり、本条例により、公安委員自身の不偏不党の公正が確保され、本県警察運営を適正に推進する上で有効に機能している。	任命時の宣誓実施状況 ・小塚委員 H15、H18、H21 ・小沢委員 H15、H18、H21 ・小森委員 H16、H19 ・尾中委員 H21
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	本条例第 2 条により、公安委員は、任命後、知事の面前において宣誓書に署名押印することとしており、効率的な宣誓が行われている。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	公安委員の服務の宣誓により、警察行政の民主的運営及び政治的中立性を確保している。また、職員の行動倫理に関する点で県民から信頼される県行政の実現に寄与し、行政システム改革基本方針に適合している。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	警察法及び地方公務員法の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 (無)